平成２２年（フ）第３０号
香川県坂出市旭町１丁目２番15号
債務者　松岡由加里
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３２号
香川県坂出市神谷町77番地２
債務者　松本　利幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４８号
沖縄県那覇市若狭２丁目10番９号
債務者　恩河　優子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２２７号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目12番18号
債務者　佐藤　優治
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目12番18号
債務者　佐藤　圭太
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
宮城県大崎市古川福沼１丁目27番６号
債務者　高橋　七徳
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
宮城県大崎市古川大幡字道上18番地17
債務者　小松　義明
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
宮城県遠田郡美里町木間塚字土手合９番地２
債務者　小山あゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
群馬県前橋市荒牧町51番地９
債務者　鹿熊　康子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町933番地
債務者　篠原光一郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
群馬県伊勢崎市境下武士2718番地　清和寮103、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字板井1207番地１
債務者　羽鳥　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
群馬県前橋市朝日町４丁目９番23－３－505号
債務者　高沢　有紀
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
群馬県伊勢崎市宮子町3469番地15
債務者　平子　優二
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
群馬県伊勢崎市八斗島町1591番地12　マーブルヒルズＡ204
債務者　羽鳥　千春（旧姓岩立）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
群馬県前橋市上新田町221番地　ウィンディ102号
債務者　高橋　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
群馬県前橋市三俣町２丁目９番地８
債務者　中島　進彦
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９２号
群馬県伊勢崎市連取町1613番地８　マルベリー101
債務者　山崎　　泉（旧姓上島）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　Ｒ７－308号
債務者　松村　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所